

公益財団法人佐賀県市町村振興協会ハロウィンジャンボ交付金交付細則

制定 平成 24 年 2 月 16 日

細 則 第 4 号

改正 平成 30 年 2 月 21 日

改正 令和 2 年 1 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）に基づき、公益財団法人佐賀県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町に交付するハロウィンジャンボ交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって佐賀県がこの法人に交付する交付金（以下「県交付金」という。）を財源とする。

(交付の基準)

第 3 条 交付金の交付基準は、各市町に均等に交付する均等割（以下「均等割」という。） $\frac{1}{3}$ 及び各市町の人口数に応じて交付する人口割（以下「人口割」という。） $\frac{2}{3}$ とする。

2 前項に定める均等割の市町数は、当該年度の 4 月 1 日現在の市町村制を有する市町数によるものとする。ただし、合併にかかる市町の均等割については別表のとおり算出するものとする。

3 人口割の基礎となる人口は、毎年 10 月 1 日現在の推計人口によるものとする。

(交付金の交付)

第 4 条 この法人は、県交付金が交付された場合、速やかに市町に交付するものとする。

(交付手続)

第 5 条 理事長は、県交付金の額が確定した場合は、第 3 条により算出した額を様式第 1 号により市町に通知するものとする。

2 市町は、前項の通知を受けた時は、速やかに様式第 3 号の事業計画書を添えて、様式第 2 号により交付金の支払いを申請するものとする。

3 理事長は、前項の申請書を受けた時は、その事業計画の内容を審査しなければならない。

4 理事長は、審査の結果、事業計画の事業が規程第 4 条の対象事業である場合は交付額を決定し、様式第 4 号により市町へ通知するとともに、交付金を速やかに市町に交付するものとする。

(事業報告)

第 6 条 交付金の交付を受けた市町は、規程第 7 条に基づき、当該年度終了後三カ月以内に

様式第5号の事業報告書を提出しなければならない。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関して必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年1月23日から施行する。

別表（細則第3条関係）

市町村交付金交付の市町村数の算定

均等割の基準となる市町村数を算出するに当たり、合併した市町村については、交付金の急激な減少に対する緩和措置として、合併した年度の翌年度から5年間において段階的に調整するものとする。

算出方法については、次のとおりとする。

計算方法

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 合併年度に続く1年目（翌年度） | $N - (a / 5)$ |
| (2) 合併年度に続く2年目（翌々年度） | $N - (2a / 5)$ |
| (3) 合併年度に続く3年目 | $N - (3a / 5)$ |
| (4) 合併年度に続く4年目 | $N - (4a / 5)$ |
| (5) 合併年度に続く5年目 | $N - (5a / 5)$ |

N：合併前市町村数　a：合併により減少した市町村数